

答申第117号  
令和元年7月4日  
(諮問公第135号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、別表の「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成30年10月24日付けで、「平成30年3月30日に指宿市が県知事（自然保護課扱い）に進達した、特別地域内工作物の新築及び土石の採取許可申請書一式」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成30年11月22日付け自保第285号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成30年11月29日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

一部開示決定を取り消し、「申請添付資料15(1)」の全部開示を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 指宿市調和のとれた地熱活用協議会（以下「地熱活用協議会」という。）の委員は、市から委嘱され、市の税金の支給を受けている、いわゆる準公務員と言ってもいい立場である。

イ 地熱活用協議会が公正な審査をしているかの判断に、偏った人選をしていないかは、重要な情報であり、非開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考えられる。

ウ 委員の氏名、委員の職名等、参加法人の職名、参加法人の氏名及び発言委員の氏名の不開示理由について、いずれも条例第7条第1号を適用し、ただし書にも該当しないとしているが、適用を誤っている。

エ 地熱活用協議会は、いわゆる市の審議会で第三者委員会ともいわれるものであり、全国の自治体が設置した第三者委員会で、委員を非公開としているケースを知らない。

オ 鹿児島県が設置している鹿児島県環境審議会温泉部会（以下「温泉部会」という。）の委員は、県のホームページに掲載されている。温泉部会の議事録を情報公開で入手したが、当然出席委員が開示されていた。仮に条例第7条第1号を適用するのであれば、不開示とすべきだが、開示されている。この整合性のなさについて、どう説明するのか。

カ つまり、自治体が設置する第三者委員会の委員は、慣行として公にされていると考えるべきである。

キ また、指宿市の税金が支給される、いわば準公務員の立場でもあり、同条例第7条第1号ただし書ウを適用すべきである。

ク 第三者委員会で、どういう方が委員に選ばれているかということは、会の公正性を保つために、非常に重要な要素であり、それが分からなければ、どういう人がどういうことを審査しているのか、詳らかにならない。なぜ公開されないのか、全く理解できない。

ケ 指宿市に開示請求したが、指宿市も公開されていない。それを県も、踏襲されたと思えない。県にも同様に、温泉掘削に関して審査する温泉部会というものがあり、県から開示された資料では、委員名簿が公開されている。これは、明らかなダブルスタンダードであり、一方は個人情報で、一方は個人情報ではないという考えが理解できない。

コ 指宿市の非公開の理由は、公開したら支障があるという「特段の事情」があるということであるが、それは業者が委員に働きかける可能性があるということに基づいている。そうなった場合、鹿児島県の委員の方が働きかけやすく、その判断理由が正当性を持っているとは思えない。

サ 実際に、自分の地区で地熱発電事業を進めるような陳情を出されている利害関係者と思われる方が審査委員になっており、そういう事実が明らかにならない方が問題である。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書

本件処分に係る対象公文書「特別地域内工作物の新築及び土石の採取許可申請書一式」

のうち、申請添付資料15(1)

ア 地熱活用協議会委員名簿

イ 地熱活用協議会議事録

(2) 一部開示決定の理由

ア 委員の氏名、委員の職名等、参加法人の職名、参加法人の氏名及び発言委員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 指宿市において審議会等の公開についての定めがないこと、また、会議については、指宿市調和のとれた地熱活用協議会に関する要綱（平成27年指宿市告示第115号。以下「地熱活用協議会要綱」という。）第2条の規定により非公開とされ、委員名簿については、地熱活用協議会委員の賛同を得て非公開として取り扱っていることから、今回のケースは、慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報とみなすことは適当ではないと考える。

ウ 職名等については、当該個人の所属する組織等に関する情報であり、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職として担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報ではないことから、「当該情報がその職務の遂行に係る情報」に該当しないと考える。

エ 地熱発電事業を実施している法人の名称は、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示であり、同号ただし書にも該当しない。

オ 一般的に、地熱発電事業の計画に当たっては、地熱の資源量を調査するために、調査井のボーリング調査等が行われるが、当該法人の名称を開示することで、当該法人の事業計画地付近の温泉帯水層が公になるおそれがある。

カ 環境審議会を含む、鹿児島県が設置している審議会等の会議の公開については、条例第25条及び審議会等の会議の公開に関する指針により、原則としてその会議を公開するものとするとしてされており、審議会等を所管する部局等において、公開・非公開の決定を行い、ホームページにより公表しているところである。

キ 指宿市においては、審議会等の会議を原則として公開するものと定めている規程はなく、地熱活用協議会の会議については、地熱活用協議会要綱第2条の規定により、非公開とされ、委員名簿については、地熱活用協議会委員の賛同を得て、非公開として取扱われているところである。

ク 地熱活用協議会の会議及び委員名簿は、非公開として取り扱われていることから、慣行として、公にされ、公にすることが予定されている情報に該当しないと判断したところである。また、委員名簿中に記載のある職名等については、当該個人の所属する組織等に関する情報であり、当該情報がその職務の遂行に係る情報に該当しないと判断したところである。このため、今回の不開示部分については、条例第7条第1号に該当することから不開示としたところである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年12月12日	諮問公第135号に係る諮問を受けた。
平成31年1月10日	実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
2月14日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
3月13日	審査請求人から口頭意見陳述申出書を受理した。
3月26日	口頭意見陳述を行った。
3月29日	審査請求人の質問に対する回答の報告を受理した。
4月18日	諮問の審議を行った。
令和元年5月22日	諮問の審議を行った。
6月26日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおり、地熱活用協議会委員名簿及び地熱活用協議会議事録である。

実施機関は上記3(2)のとおり、本件対象公文書を条例第7条第1号及び第2号に該当するとして一部開示としたとしている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、本件処分を取り消し、申請添付資料15(1)の開示を求めていることから、本件対象公文書が実施機関の主張する条例第7条第1号及び第2号に該当するかどうかについて検討する。

###### イ 地熱活用協議会について

地熱活用協議会は、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例（平成27年指宿市条例第10号）に基づき、「地熱発電事業者が行う、事業候補地、事業実施体制、事業スケジュール、開発計画と市内の他の事業の関係性を示すもの、周辺環境に与える影響を把握するためのモニタリング調査計画その他事業の内容が分かる計画」等に関し、審議、調査等を行うため設置されたものである。

委員は、学識経験を有する者、地域住民の代表、温泉井所有者の代表のほか、温泉資源の保護及び利用に係る団体の代表から市長が委嘱することとなっている。

ウ 条例第7条第1号（個人に関する情報）について

（ケ） 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

（イ） 条例第7条第1号該当性

a 委員の氏名及び発言委員の氏名について

委員の氏名及び発言委員の氏名について、実施機関は上記3(2)のとおり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると主張している。

委員の氏名及び発言委員の氏名は、当該委員に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

審査請求人は上記2(3)カのとおり、地熱活用協議会は自治体が設置する第三者委員会であり、委員は慣行として公にされていると考えるべきであると主張していることから、同号ただし書アに該当する旨主張していると解される。

これについて、実施機関は上記3(2)キ及びクのとおり、指宿市においては、地熱活用協議会の会議及び委員名簿は、非公開として取り扱われていることから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないと判断したと説明している。

審査会において、地熱活用協議会を設置している指宿市に確認したところ、指宿市において会議の公開等について定めた規程等はなく、地熱活用協議会の会議は、地熱活用協議会要綱第2条の規定により非公開としており、委員名は当初から公表していないとの説明であった。

これらにより、当該情報を公表している事実はなく、公表する予定も認められないことから、同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予

定されている情報」には該当しないものと認められる。

また、審査請求人は上記2(3)キのとおり、同号ただし書ウにも該当する旨主張しているが、同号ただし書ウが、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について適用されるところ、委員の氏名及び発言委員の氏名は、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、同号ただし書ウにも該当しないものと認められ、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、委員の氏名及び発言委員の氏名を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

b 委員の職名等について

委員の職名等について、実施機関は上記3(2)のとおり、当該個人の所属する組織等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、非常勤特別職として担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報ではないと主張している。

審査会において、対象公文書を見分したところ、当該委員の所属する組織及び役職等に関する情報が記載されており、別表「審査会の判断」の欄で「開示すべき」とした部分については、一般人が通常入手しうる関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することはできないと考えられるが、「不開示妥当」とした部分は、当該情報が明らかになると対象となる個人が相当程度限られ少数となり、一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと考えられることから、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

なお、上記aで述べたとおり、当該情報を公表している事実はなく、公表する予定も認められないことから、同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書ウが、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について適用されるところ、委員の所属する組織での職名等は公務員等の職または職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、同号ただし書ウには該当しないものと認められ、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、別表「審査会の判断」の欄で「不開示妥当」とした部分については、不開示が妥当であるが、「開示すべき」とした部分については、条例第7条第1号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

c 法人参加者の職名及び氏名について

法人参加者の職名及び氏名について、実施機関は上記3(2)のとおり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると主張している。

法人参加者の職名及び氏名は、法人参加者に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

また、当該情報は、慣行として公にされているとは認められないことから、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、法人参加者の職名及び氏名を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

## エ 条例第7条第2号（法人等に関する情報）について

### (ア) 条例第7条第2号

条例第7条第2号は「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」として「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

### (イ) 条例第7条第2号該当性

地熱発電事業を実施している法人の名称について、実施機関は上記3(2)のとおり、当該法人の名称を開示することで、当該法人の事業計画地付近の温泉帯水層が公になるおそれがあると主張している。

当該情報が記載されている地熱活用協議会議事録には、当該法人が地熱発電事業を実施している計画地付近の温泉帯水層に関する審議内容が記載されている。

事業計画地付近の温泉帯水層に関する情報は、当該法人の事業活動に関する情報であって、当該法人の名称を公にすることにより、当該法人の事業計画地付近の温泉帯水層が明らかとなり、同種事業者を含む第三者による周辺土地の買い占め及び土地価格のつり上げ等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、地熱発電事業を実施している法人の名称を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

## オ その他の主張について

審査請求人は上記2(3)オ及びケのとおり、温泉掘削に関して審査する温泉部会の委員名簿は開示されているので、実施機関は条例の適用を誤っていると主張している。

温泉部会は、鹿児島県環境審議会条例及び運営規程に基づき設置されている附属機関であり、条例第25条の規定に基づき定めた「審議会等の会議の公開に関する指針」が対象とする審議会等である。

温泉部会の会議自体は非公開であるが、同指針第6及び第7に基づき、会議開催の周知事項及び会議結果等の公表事項として委員の氏名を公表しているため、温泉部会の委員名簿については、条例第7条第1号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものと認められる。

つまり、地熱活用協議会と温泉部会では、委員の氏名について、公表の慣行に差異があることから、温泉部会の取扱いを理由とする審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

<別表>

対 象 公文書	実施機関が不開示とした部分	審査会の判断
地熱活用協議会 委員名簿	委員の氏名	不開示妥当
	委員の職名等 ・ 1の「職名等」 1行目 ・ 2の「職名等」 2行目 ・ 2の「備考」 2行目 ・ 3の「職名等」 8文字目から13文字目 ・ 3の「備考」 2行目及び3行目 ・ 4の「職名等」 ・ 5の「職名等」 ・ 5の「備考」 ・ 6の「職名等」	不開示妥当
	委員の職名等 ・ 1の「職名等」 2行目 ・ 2の「職名等」 1行目 ・ 3の「職名等」 1文字目から7文字目及び 14文字目から15文字目 ・ 7の「職名等」	開示すべき
地熱活用協議会 議事録	発言委員の氏名	不開示妥当
	法人参加者の職名及び氏名	
	地熱発電事業を実施している法人の名称	